

## 連携型中高一貫教育(試行)の事業内容と成果について

平成24年3月に山梨県高等学校審議会から出された「中高一貫教育の必要性・方向性について」の答申を踏まえ、パイロットスクール候補校として身延高校、身延中学校及び南部中学校を選定の上、両町教育委員会とともに調査・研究を進めていくこととし、「学力の向上」、「豊かな人間性の育成」及び「地域との協働」を教育目標として掲げ、平成26年度から具体的な連携事業を計画し実施してきた。

### 1 連携事業 (H29)

3年間の試行を踏まえ、平成29年度は次の12事業について取り組んだ。

#### ①三校合同研修会

##### 【学力の向上】

- ②中学校への授業アシスト(数学 週2hで通年実施 合計179h)
- ③高校への授業アシスト(数・英 週1hずつで4月～7月に実施 合計30h)
- ④中学生へのサマーセミナー(8月 3日間 国数英理で実施 中学生40名参加)
- ⑤中高相互授業参観(6月、10月、2月を主に)
- ⑥総合学科発表会(2月 336名参加 於身延町総合文化会館)

##### 【豊かな人間性の育成】

- ⑦中高合同部活動(男女バレー部、男子ソフトテニス部、柔道部、吹奏楽部)
- ⑧演劇指導(身延高顧問が中学生に指導)
- ⑨ライブミュージアム2017(中高生作品展示 講演 演劇公演 於身延高)

##### 【地域との協働】

- ⑩防災サマーカーンプ(8月 防災リーダーの育成 中高生17名参加 於身延高)
- ⑪小中高合同清掃活動(11月 小中高生543名参加 身延小中学校周辺)
- ⑫情報発信(連携通信7月、12月発行 両中学校371部)

### 2 成 果

#### 【学力の向上】

- 中学校への数学授業アシストにより、数学に対する中学生の理解度、学習意欲が上昇
  - ・ 数学の授業の内容が分かる 4月54.8% → 10月 83.0%
  - ・ 数学ができるようになりたい 4月66.1% → 10月 83.9%
- 高校への数学・英語授業アシストにより、数学・英語に対する高校生の学習意欲が上昇
  - ・ 数学の授業に向かう姿勢が前向きになった。 10月 93.1%
  - ・ 英語の授業に向かう姿勢が前向きになった。 10月 86.2%
- サマーセミナー受講者の夏休み明けテストの平均偏差値が上昇
  - ・ 両中学校 1学期末テスト偏差値 48.5 → 夏休み明けテスト偏差値 49.2

#### 【豊かな人間性の育成】

- 中高合同部活動により、技術面での上達とともに、コミュニケーション能力の育成や自他の理解能力の育成などキャリア教育の面でも生徒の成長にプラスとなっている。

#### 【地域との協働】

- 地域の小学校、中学校、高校の児童生徒が合同で地域の清掃活動を行うことで、地域の一員としての自覚、郷土愛を育み、公共の精神を養うことができた。リーダーシップの育成や役割把握、課題対応能力の育成などのキャリア教育の面でもプラスとなっている。

## ※参考 連携型中高一貫教育の概要

### <連携型中高一貫教育とは> 学校教育法施行規則第75条及び第87条

- 学校教育法施行規則において、中学校・高校における一貫性に配慮した教育を施すため、学校設置者間の協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成するとともに、当該中学校及び高校は、両者が連携してその教育課程を実施することとされている。（この規定により、教育課程を編成する中学校・高校を、連携型中学校、連携型高校という。）

### <設置の手続き> 文部科学省中高一貫教育Q&A：手続き定数に関すること

- ①設置者間における連携型教育の実施に関する協議
- ②連携型の教育課程の編成手続きに係る教育委員会規則の改正（県及び市町村の教育委員会規則に、中高一貫教育を施す旨を明らかにするとともに、各学校において学校間の協議を経て教育課程を編成する旨を定める。）
- ③高校の入学者選抜方法の決定
- ④教育委員会規則に基づく教育課程の編成に係る学校間の協議
- ⑤教育課程の編成

### <教育課程の基準の特例> 学校教育法施行規則第76条及び平成23年度文科省告示157号

- 中高一貫教育校として特色ある教育課程を編成することができるよう、次の事項について教育課程の基準の特例が設けられている。
  - ①連携型中学校において、必修教科の授業時数を減じ、当該必修教科の内容を代替できる内容の選択教科の授業時数の増加に充てることができる。
  - ②連携型高等学校普通科における学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることができる単位数の上限を20単位から36単位に拡大することができる。

### <高校入試の特例> 学校教育法施行規則第90条4項

- 学校教育法施行規則により、連携型高校における入学者の選抜は、設置者間の協議に基づき、連携する中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

山梨県教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画（以下「基本計画」という。）を新たに策定するにあたり、基本計画の策定内容に専門的、総合的な見地からの意見を反映させるため、山梨県教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定内容の検討に関する事項
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員は、教育関係者及び教育等に関する有識者のうちから、山梨県教育委員会教育長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席要請等)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(事務局及び庶務)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局及び関係課において行う。

- 2 委員会の庶務は、山梨県教育庁総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

## 山梨県教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

番号	所属・役職	氏名	備考
1	山梨県公立小中学校長会会長	井上 敬典	
2	山梨県立大学教授	池田 充裕	
3	山梨県高等学校PTA連合会会長	植村 武彦	
4	財団法人 山梨県体育協会理事	岡部 和子	
5	山梨県保育協議会副会長	落合 陽子	
6	公益財団法人 山梨県私学教育振興会理事長	川手 佳彦	
7	社会福祉法人 さかき会・総合施設長	栗原 早苗	
8	山梨県PTA協議会副会長	佐野 誠	
9	山梨県社会教育委員連絡協議会会長	塩島 明美	
10	山梨県文化協会連合会理事	白砂 勇	
11	山梨大学名誉教授	新藤 久和	
12	元山梨県教育長(公立学校共済組合監事)	瀧田 武彦	
13	山梨県高等学校長協会会長	田口 尚弥	
14	山梨県市町村教育委員会連合会会長	津久井豊徳	
15	山梨大学大学院教育学研究科教授	鳥海 順子	
16	株式会社 ラッキー商会代表取締役社長	望月 直樹	
	16名		

# 教員選考検査が変わります

## ●39歳から49歳へ●

現行では、受検年齢制限を39歳までと  
していますが、平成31年度採用検査から  
受検年齢制限を49歳まで引き上げます。

※ただし、栄養教諭志願者及び社会人特  
別選考対象者は現行通りです。

## ●特別支援学校の併願廃止

特別支援学校志願者の増加・併願者の採用がないため。

## ●加点制度の要件拡充●

加点要件の拡充を行います。

- ・小学校教員対象 → 英検2級所有者 2点加点
- ・特別支援学校教員 → 幼稚園免許状所有者 5点加点
- ・養護教諭対象 → 看護師免許所有者 5点加点

(現行の加点制度は裏面の通りです)

## ●採用候補者名簿の登載期間の延長の特例の拡大●

教職大学院への進学又は教職大学院修学継続者  
は名簿登載期間の延長ができますが、平成31年  
度採用者から、対象を『教職大学院』から『大学  
院』に拡大します。

※ただし、対象は小学校教員、中学校教員志願  
者のみとします。

# 49歳まで 受検年齢制限引き上げ!

平成31年度採用 山梨県公立学校教員選考検査受検希望の皆様へ

詳細につきましては、平成30年5  
月中旬頃に策定されます「平成31  
年度採用山梨県公立学校教員選考検  
査実施要項」をご覧ください。

問い合わせ先

〒400-8504

甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁義務教育課 人事担当

055-223-1757



